

# デイサービスセンター みんなの里 通所介護重要事項説明書

< 令和6年6月1日 現在 >

## 1 担当者(デイサービスの管理者・生活相談員等)

管理者 氏名 田中 昭宏  
生活相談員 氏名 清水 陽一

## 2 デイサービスセンターみんなの里の概要

### (1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス / 介護予防・通所型サービス(独自)

施設名称	デイサービスセンター みんなの里
所在地	深谷市瀬山629番地2
電話番号	048-(578)-2432
介護保険事業所指定番号	通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業所 (1174600930)
サービスを提供する対象地域	深谷市、熊谷市

### (2) 従業者の勤務の体制

管理者 1名 (常勤1名/介護職員と兼務)  
生活相談員 3名 (常勤1名・非常勤2名/介護職員と兼務)  
看護職員 2名 (非常勤2名/機能訓練指導員と兼務)  
介護職員 8名 (非常勤8名)

### (3) 設備の概要

定員(介護予防対象者を含む)	20名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	161.25㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽	送迎車	有

### (4) 営業時間

月曜日～日曜日	8:00～17:00 (サービス提供時間 8:30～16:30)

※ 祝・祭日も営業いたします。

## 3 サービス内容

1) 入浴(一般浴) 2) 食事の提供 3) 健康チェック 4) 日常生活動作の機能訓練  
5) 生活相談 6) 送迎

## 4 料金

### (1) 利用料金

① デイサービス利用料

通所介護 通常規模型 (1日につき)

	8時間以上9時間未満				
	1単位	費用額 (10割)	利用者負担額		
	7級地 10.14円		1割	2割	3割
要介護 1	669	6,783円	679円	1,357円	2,035円
要介護 2	791	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護 3	915	9,278円	928円	1,856円	2,784円
要介護 4	1,041	10,555円	1,056円	2,111円	3,167円
要介護 5	1,168	11,843円	1,185円	2,369円	3,553円
入浴介助加算Ⅰ	+40	405円/日	41円/日	81円/日	122円/日
サービス提供体制 強化加算Ⅲ (1回につき)	+6	60円	6円	12円	18円

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ：介護報酬総単位数×9.0%

通所型サービス（独自）（1ヶ月につき）  
 ※介護職員等処遇改善加算Ⅱ：所定単位数の43/1000加算

	8時間以上9時間未満				
	1単位	費用額 (10割)	利用者負担		
	10.14 円		1割	2割	3割
要支援 1	1,798	18,231円	1,823円	3,646円	5,470円
要支援 2	3,621	36,716円	3,672円	6,952円	11,015円
サービス 提供体制 強化加算Ⅲ	+24	要支援 243円	25円	49円	73円
	+48	要支援 486円	49円	98円	146円

②送迎代

送迎代は利用料に包括されます。

③昼食代

1食あたり600円（おやつ代込み）。「実費負担」

④その他

レクリエーションに係る費用は実費負担となります。

(2) キャンセル規定

利用者の御都合でサービスを中止する場合のキャンセル料はかかりません。

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。領収書は後で必要な場合がありますので保管してください。お支払い方法は、銀行振込、現金払いのどちらかを御契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合  
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。
- ② 事業者の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。  
その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
  - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合・・・非該当となった日  
(この場合、契約条件を変更して再度契約することができます。)
  - ・ 利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日
- ④ その他
  - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを60日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により60日以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者や御家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## 6 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

当施設は定員を20名までとし、在宅により近い環境と雰囲気作りを重視しながらきめ細かい介護サービスの提供を目指しております。  
食事においても専門の調理スタッフの配置を行い、家庭的で季節の沿った内容のメニュー作りと献立に励んでおります。

### (2) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 送迎時間の変更がある場合には、事前にご連絡いたします。
- ・ 送迎車にてのお迎えは、交通事情などによりお約束の時間を守れない場合がございます。
- ・ サービス中の体調不良の場合は双方でサービスの中止、変更について協議することとします。  
食事のキャンセル・・・食事提供のキャンセルは当日の9時までに申し出てください。

## 7 緊急時の対応方法

- (1) サービスの提供中に様態の急変及びその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

<b>緊急連絡先</b>	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
<b>主治医</b>	
病院又は診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

サービスを中止した場合、同月内であれば、御希望の日に振り替える事ができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えることが出来ませんのでご了承ください。

- (2) 健康上の理由による(風邪・病気等)際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- (3) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

## 8 (非常災害対策)

非常災害に対処するための具体的な計画を立て、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- ・防災設備 自動火災報知器、非常ベル、消火器、
- ・防災訓練 年2回の避難訓練を実施します。
- ・防火責任者 清水 陽一

## 9 (事故発生時の対応)

事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者係わる居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。又、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 10 (虐待防止に関する事項)

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 11 (苦情処理の体制)

- (1) 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### ① 苦情・相談窓口

担当者 田中 昭宏(管理者) 清水 陽一(生活相談員)  
電話番号 048-578-2432  
FAX 048-578-2431  
受付時間 8:00~17:00

深谷市長寿福祉課介護保険係: 048-574-8544  
熊谷市長寿いきがい課(大里広域熊谷介護保険事務所): 048-524-1111  
大里広域市町村圏組合: 048-501-1330  
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係: 048-824-2568

受付時間 8:30~17:00(土日祝日を除く)

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地：埼玉県深谷市瀬山 631 番地  
法人名：株式会社 福祉の村 孝宏会  
代表者名：田中 昭宏

事業所名 デイサービスセンター みんなの里

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<利用者> 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

<代理人> 住所 \_\_\_\_\_  
又は成年後見人

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者は、身体の状況等により署名ができない為、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者> 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印